

第2章 鎌ヶ谷市の概要

1 自然的条件

(1) 本市の位置

千葉県の北西部に位置し、総面積は21,08km²で、東は白井市、南は船橋市、西は市川市と松戸市、北は柏市に接しています。都心からはおよそ25km圏にあり、鉄道利用では都心まで直通で約30分の距離にあります。



(2) 気象

気温は、最高気温が約36℃程度、最低気温は-2から-5℃、年平均気温は16℃程度、降水量は年間1,000mmから1,600mm程の年が続いて、前計画を策定した平成14年と比較しても、ほぼ横ばいで推移し顕著な傾向はないように見えます。

しかしながら、日本の大都市の平均気温はこの100年あたりで2.0℃から3.3℃上昇しており、地球温暖化による気温上昇にヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わって、急速に都市の温暖化が進んでいます。

鎌ヶ谷市の気象

項目		年	平成14年	令和元年	令和2年	令和3年
気温 (℃)	最高		36.0	36.1	36.4	36.1
	最低		-3.2	-2.4	-3.8	-5.4
	平均		15.5	15.8	15.7	16.0
風速 (m/s)	最大瞬間		27.4	33.7	22.6	24.7
	平均		2.6	2.1	2.1	2.1
湿度 (%)	最大		99.9	98.6	99.9	98.6
	最小		15.2	18.3	14.1	9.1
	平均		77.9	78.4	80.2	69.1
天候 (日)	晴		154	167	162	173
	曇		67	89	99	101
	雨		17	105	102	91
	雪		1	4	3	0
	その他		126	-	-	-
積雪(cm)			5.0	2.0	5.5	0.0
降水量(mm)			1,024.5	1,357.0	1,036.5	1,605.5

出典：統計かがや

(3) 地形・地質

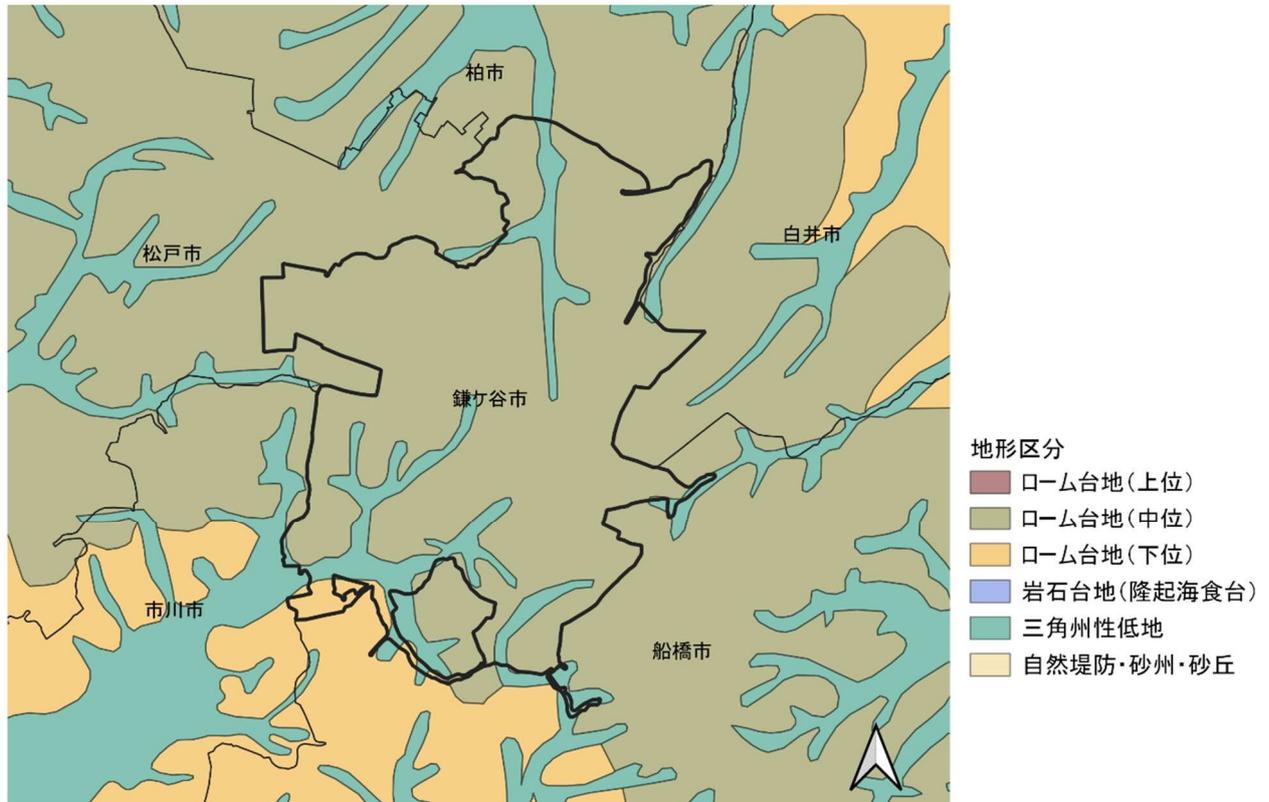
標高20mから30mの下総台地と、谷津と呼ばれる標高5mから10mの低地からなっており、その谷津に沿って斜面林が線状に分布しています。

地質としては、関東ローム層が堆積したなだらかで安定した地層で形成されています。



谷津の風景（中沢）

地形区分図



出典：国土数値情報 土地利用分類調査 20万分の1土地分類基本調査（GISデータ）地形区分（国土交通省）を加工して作成

(4) 水環境

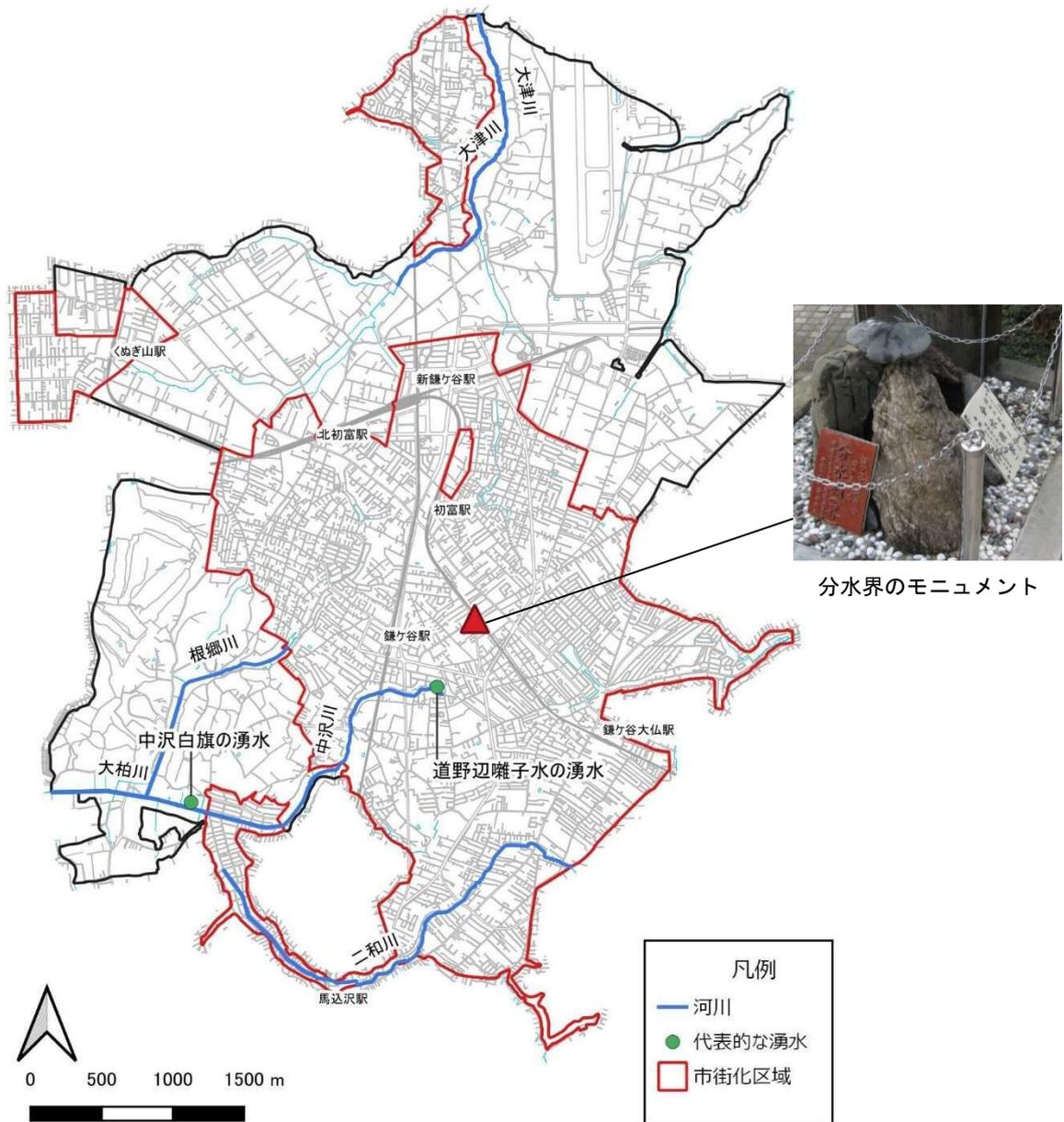
市内には、一級河川大津川、大柏川、準用河川の大津川、中沢川、根郷川、及び二和川などの河川が流れており、市内にある貯留池及び調整池は22箇所、湧水は複数確認されています。

河川にはその周辺に林や草地などの連続した緑が多く見られます。

雨水貯留池は、コンクリートに囲まれた構造が多く見られますが、経年変化により自然が再生され、貯留池内には植物が繁茂し多くの生物が生息しています。

湧水は地下水が自然に地表に出てくるもので、きれいな水を好む水生昆虫などが生息しています。道野辺囃子水の湧水は囃子水公園として、中沢白旗の湧水はヘイケボタルの生息地である白旗緑地、螢の里として保全しています。

また、雨水が異なる水系に流れる境目の「分水界」が富岡二丁目及び右京塚との交差点付近にあり、手賀沼・印旛沼・東京湾の三つの方向に分かれて流れる全国でもめずらしい分水界となっています。



(5) 植生

市街地以外の場所では、果樹園や畑雑草群落が多く分布しています。果樹園は市内各地に分布していますが、南部地域は特に多くみられます。

落葉広葉樹等の樹林地では、クヌギ-コナラ群集などが市内各地に点在し、貴重種とされるケヤキ-シラカシ群落は市北部にわずかに分布がみられ、その一部は栗野地区公園として保全が図られています。

大津川沿いでは、ヨシなどによる湿地性の植生が形成されており、鎌ヶ谷カントリー倶楽部や海上自衛隊下総航空基地では、まとまった芝地がみられます。

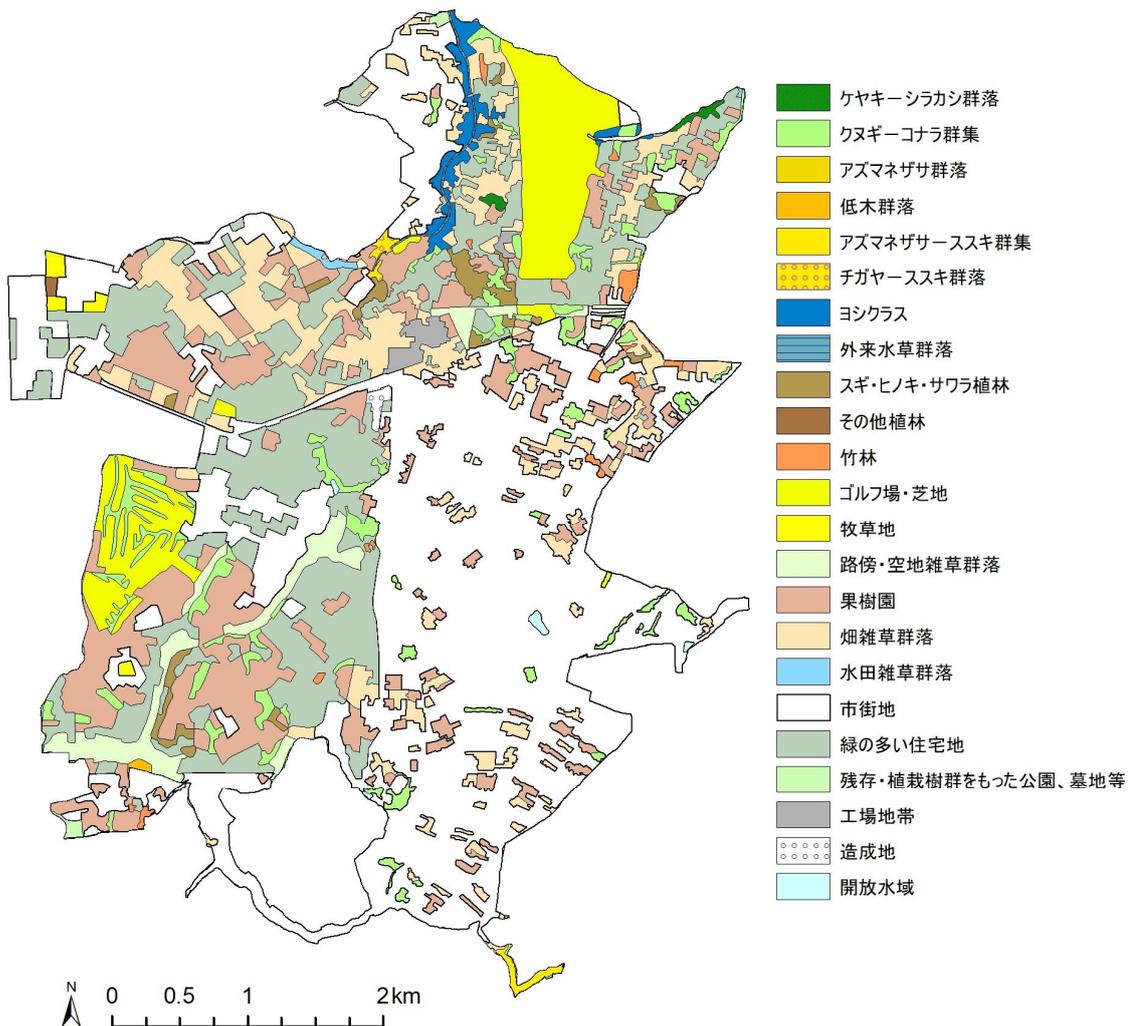


栗野地区公園



大津川 (佐津間)

植生図



出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省生物多様性センター）
1/25, 000植生図 GIS データを使用し作成

(6) 生物多様性の状況

市内の樹林地や河川、谷津などの緑地は、様々な生物の生息場所として重要な役割があります。

たとえば、樹林地は動物が天敵から身を守るための隠れ家となり、木々により適度な日影ができるなど生活しやすい環境となります。河川、谷津などの水辺は、水と周囲の緑により生物の生息が促され、多様な生物の生息地となります。

しかしながら、近年、外来種の増加により生態系が崩れ在来種の減少が見られることから、生物多様性を保全していくためには、外来種の防除や在来種の保全等の取組みが必要とされています。

主な樹林地や河川など

栗野地区公園、白旗緑地、蛍の里、囃子水公園、市民の森（根頭神社の森）、道野辺中央市民の森、貝柄山公園、ふれあいの森、道野辺八幡神社、大津川、大柏川など

在来種の植物としては、モミ、ハンノキ、エゴノキ、クマシデなどの樹木やオオハナワラビ、ヤブレガサなどの草本があり、これらは湿地や斜面林、寺社で見ることができます。

また、社寺林は主にスギやヒノキなどの針葉樹により構成されていますが、シラカシや、ムクノキ、ケヤキなどの広葉樹も確認されています。社寺林は神格化されることもあり、その多くが巨木となり市内の貴重な樹林を形成しています。

本市では、鳥類・哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類など様々な在来種の動物を目にすることができます。

鳥類は、シジュウカラ、ホオジロ、シロハラがみられ、このほかにも季節に応じて様々な野鳥が飛来します。

哺乳類は、タヌキ、アズマモグラ、ノウサギなどがみられ、このうち、タヌキなどの一部の哺乳類は市街地でもみられます。

爬虫類は、ヒガシニホントカゲなどがみられ、ヘビについては、餌となるカエルの減少から個体数は少なくなっていますが、アオダイショウやシマヘビなどの生息が確認されています。



モミ



ハンノキ



シロハラ

両生類は、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエルなどがみられますが、産卵場所となる水田や水たまりが減っているため、あまり見られなくなりました。

魚類は、トウヨシノボリ、ドジョウ、モツゴなどがみられます。市内を流れる川は、両岸がコンクリート製のものが多く、生活排水の流入により水質が悪いため、魚類が生息するには厳しく、これまで市内で見られていたメダカは、現在ではみられなくなりました。

昆虫類は、市内には2,000種前後の生息が推測されていますが、従来から生息している代表的な種としてはジャノメチョウ、ノシメトンボ、ヘイケボタルなどがみられます。

また、外来種で生態系への影響が懸念されているものとして、植物はアメリカオニアザミ、オオブタクサ、アレチウリなどが確認され、動物はミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシなどが確認されています。

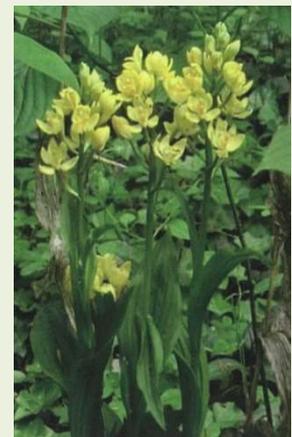
なお、千葉県が指定する、個体数が極めて少なく生息・生育環境が極めて限られているため最大限の努力をもって保全すべき種とする「最重要保護生物」についても市内で確認されており、アオバズク、ニホンイシガメ、ニホンアカガエルなどが該当しています。

栗野地区公園の生物多様性

栗野地区公園は鎌ヶ谷市の北東部、市制記念公園の北側の台地に位置し、その西側は緩やかに傾斜して、大津川に面する市内で最も広い平地林です。

公園内ではコナラの優占する箇所、コナラ・イヌシデの優占する箇所、シラカシやスギの優占する箇所が確認されており、それぞれの箇所で固有の群落をなしています。

植物の種類は豊富であり、今ではあまり身近に見ることができなくなったキンラン（レッドリスト 千葉県：一般保護生物、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）などのラン科の美しい植物の姿も確認されています。このような植物の豊かさは、動物相の豊かさをもたらし、「栗野地区公園オオタカ生息状況調査（平成23年度）」では平成20年にオオタカ（レッドリスト 千葉県：要保護生物、環境省：準絶滅危惧）の営巣、平成24年には生息を確認しており、「栗野地区公園第二期整備に伴う生態系調査（平成27年度）」においてもオオタカの営巣の兆しを観測しています。栗野地区公園は市内でも非常に生物多様性に富んだ緑地といえます。



キンラン

2 社会的条件

(1) 人口

住民基本台帳によると本市の人口は平成24年の109,921人から、概ね横ばい傾向にあり、令和3年は109,996人となっています。

世帯数は平成24年の45,904世帯から、一貫して増加傾向にあり、令和3年時点では51,033世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は平成24年の2.4人から減少傾向にあり、令和3年時点では2.2人となっています。

本市の年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は、実数、構成比ともに平成24年の14,555人(13.2%)をピークに減少傾向となっており、令和3年時点では12,594人(11.4%)と最も低くなっています。

また、15～64歳の生産年齢人口は、実数、構成比ともに平成24年の70,216人(63.9%)から概ね減少傾向であり、令和3年時点では65,977人(60.0%)となっています。

65歳以上の老年人口は実数、構成比ともに大幅に増加しており、平成24年の25,150人(22.9%)に対して、令和4年は31,425人(28.6%)となっています。

年齢3区分人口、世帯数・世帯人員グラフ



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 土地利用

市域のおよそ半分は住宅用地、商業用地等の宅地で占められ、農地は約21%、山林は約5%となっています。

土地利用は市街化区域^{*}と市街化調整区域^{*}で大きく異なり、市街化区域は住宅地を主体とし、市街化調整区域は農地を主体とした土地利用となっています。

畑においては野菜、果樹などの近郊農業が盛んで、特に梨の栽培は県内屈指の生産地となっています。なお、田においては宅地や畑等への転用や耕作放棄による荒地化で、市内全域で見られなくなっています。



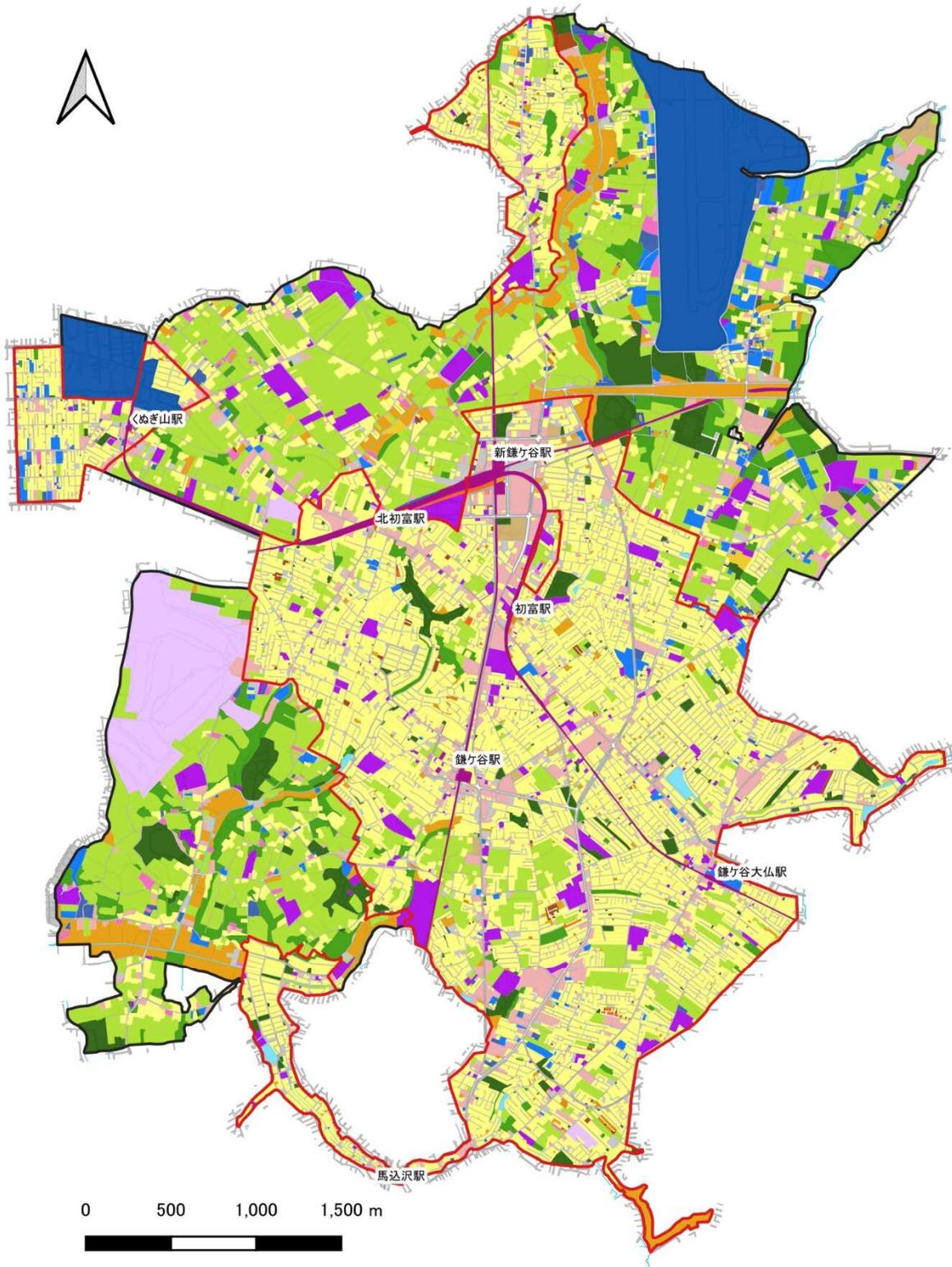
梨園

土地利用面積内訳

分類	面積 (ha)	構成比 (%)
田	0.0	0.0%
畑	439.7	20.9%
荒れ地、耕作放棄地、低湿地	85.5	4.1%
山林	103.5	4.9%
水面	8.3	0.4%
その他自然地	1.5	0.1%
住宅用地	658.6	31.2%
商業用地	107.4	5.1%
工業用地	35.4	1.7%
運輸施設用地	16.2	0.8%
公共施設用地	9.0	0.4%
文教・厚生用地	82.5	3.9%
オープンスペース	73.1	3.5%
その他の空地①（ゴルフ場等）	68.6	3.3%
その他の空地②（太陽光発電）	2.8	0.1%
その他の空地③（平面駐車場）	47.2	2.2%
未利用地（その他の空地④）	3.9	0.2%
未建築宅地（その他の空地④）	4.5	0.2%
用途変更中の土地（その他の空地④）	1.8	0.1%
屋外利用地(その他の空地④)	9.1	0.4%
防衛用地	114.8	5.4%
道路用地	209.8	10.0%
交通施設用地	24.8	1.2%
合計	2108.0	100.0%

出典：令和3年度都市計画基礎調査 土地利用現況図から計測

土地利用現況図



田	住宅用地	オープンスペース	用途変更中の土地
畑	商業用地	その他の空地①	屋外利用地
荒地、耕作放棄地、低湿地	工業施設	その他の空地②	防衛用地
山林	運輸施設用地	その他の空地③	道路用地
水面	公共施設用地	未利用地	交通施設用地
その他自然地	文教・厚生用地	未建築宅地	市街化区域

出典：令和3年度都市計画基礎調査 土地利用現況図

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(3) 都市計画施設

市内では、都市計画施設として都市計画道路、駅前広場、都市高速鉄道、都市計画公園、公共下水道などを定めています。

都市計画施設

種類	名称	内容
道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル その他の交通施設	都市計画道路	21路線 計画決定延長 40.16 km
	駅前広場	4箇所 計画面積 14,100 m ²
	都市高速鉄道	東武野田線 延長 3,470 m 新京成線 延長 5,170 m
公園、緑地、広場、墓園 その他の公共空地	都市計画公園	12箇所 18.91 ha
下水道、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の供給施設または処理施設	公共下水道	印旛処理区、手賀沼処理区、江戸川左岸処理区 全体計画面積 1,732.0 ha
	汚物処理場	し尿処理施設アクアセンターあじさい 計画面積 1.8 ha
	ごみ焼却場	鎌ヶ谷市クリーンセンター（休止中） 計画面積 1.0 ha
	その他の供給施設 又は処理施設	再生資源処理施設リサイクルセンター 計画面積 0.6 ha

出典：鎌ヶ谷市都市計画図、千葉県ホームページより整理

都市計画公園については、12箇所、18.91 haを都市計画決定しており、その内15.56 haを供用開始しています。

主な都市計画公園としては、スポーツ、児童の遊戯、花見など様々なニーズに対応し、昭和46年の市制施行を記念して整備した市制記念公園、市内最大級の自然林を保全した栗野地区公園、谷津田の湿地帯だった頃の景観を残す貝柄山公園などがあり、本市の特性である豊かな自然を生かした整備を図っています。



市制記念公園の桜



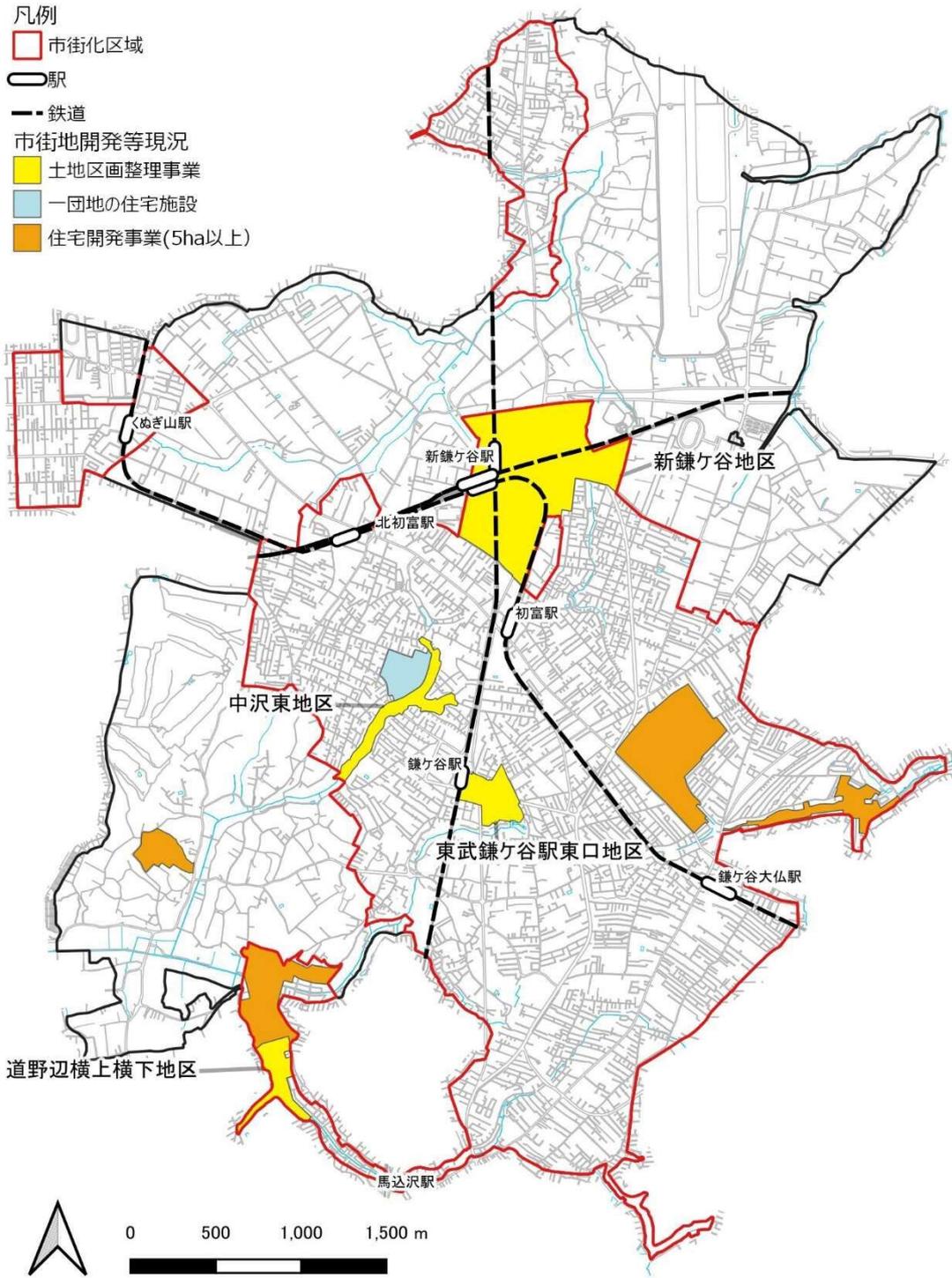
貝柄山公園

(4) 市街地開発事業等

市内では、東武鎌ヶ谷駅東口地区(約7.8ha)、道野辺横上横下地区(約6.4ha)、中沢東地区(約8.6ha)、新鎌ヶ谷地区(約59.1ha)の4地区について鎌ヶ谷市または組合等により土地区画整理事業が施行され、いずれも事業は完了しています。

これら全ての事業においては街区公園を整備しており、新鎌ヶ谷地区においては近隣公園も整備しています。

市街地開発事業等現況図



出典：令和3年度都市計画基礎調査「市街地開発事業等現況図」

(5) 景観の概況

ア 都市景観

本市においては、市全体での景観づくりを一体的に進めていくため、市全域を景観計画の区域としており、新鎌ヶ谷地区については景観重点地区に定めて景観形成を進めています。

新鎌ヶ谷駅周辺の市街地と住宅地は、土地区画整理事業が完了し、大規模商業施設などの建設が進み、にぎわいのある景観が形成されています。

また、新鎌ヶ谷駅、鎌ヶ谷駅及び初富駅をつなぐ道路沿道の地域は、小規模な店舗や兼用住宅などが建ち並び、鎌ヶ谷らしい産業やにぎわいが感じられ、これら以外の市街化区域においては、低層の戸建て住宅が建ち並ぶとともに、屋敷林や樹林地などの緑地、主要道路沿道には小規模な商業店舗や事務所もみられ、様々な要素が混在する景観が形成されています。



新鎌ヶ谷のショッピングセンター

イ 自然景観

北部では大津川、南部では大柏川が流れており、河川とその支流により谷津が形成されています。川沿いに見られる樹木や背丈を超える草地を含んだ空間により、豊かな景観が形成されています。

北部及び西部の市街化調整区域では露地栽培による畑や梨園が多く見られます。緩やかな起伏を有した畑は、ところどころに見られる社寺林や屋敷林等の樹林と相まって、広がりとお行きを感じられる景観が形成されており、4月には梨の開花を楽しむことができます。樹林は、主に谷津を囲む斜面林と台地上に残る平地林がみられ、平地林の多くは社寺林として保存されてきました。また、野馬土手の林は、市中心部近くに分布しており、市街地の良好な景観形成に寄与する貴重な緑となっています。



谷津（中沢）



梨園

3 緑地調査

(1) 緑地調査

緑地調査は、「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改定版」(日本公園緑地協会発行)に従い、表に示す区分ごとに調査しました。

調査は、市で所有する庁内資料等をもとに行い、緑地の配置状況や現況量を把握し、課題の抽出や施策の立案などに活用します。

調査結果は地理情報システム※(GIS)にとりまとめることで、目標の達成状況の評価にも活用します。

鎌ヶ谷市緑地区分表

※施設緑地	都市公園	1	都市計画公園
		2	都市公園
	公共施設緑地	3	児童遊園
		4	ふれあいの森
		5	野球場、グラウンド等(公共設置)
		6	市民農園
		7	公開している教育施設(公立)
		8	公共公益施設の植栽地
	準公共的施設緑地	9	寺院神社
	民間施設緑地	10	広場等(民間設置)
※地域制緑地	法による緑地	11	生産緑地地区
		12	河川
		13	地域森林計画対象民有林
	協定による緑地	14	緑地協定※区域
	条例等による緑地	15	文化財(緑地として扱うもの)
		16	保全林
		17	保存樹木

(2) 緑地の現況

ア 都市公園の状況

市内には203箇所(約35.9ha)の都市公園があり、このうち193箇所は地域住民の利用を目的とした街区公園です。街区公園の多くは宅地開発にともなって整備された都市公園で、180㎡前後の規模の小さい都市公園が多くを占めています。

また、都市公園の市民一人当たり面積は令和3年3月31日現在で3.3㎡/人であり、平成13年4月1日現在の1.8㎡/人と比較すると1.8倍程度に増加しています。

しかしながら、都市公園法施行令に定めている都市公園の市民一人当たりの標準面積10㎡以上と比較すると、都市公園の整備はまだ不足しています。

都市公園の整備状況

種別		平成13年4月1日現在		令和3年3月31日現在	
		箇所数	面積	箇所数	面積
住区基幹公園	街区公園	134箇所	7.9ha	193箇所	12.1ha
	近隣公園	1箇所	1.2ha	3箇所	4.0ha
	地区公園	2箇所	6.4ha	3箇所	13.7ha
都市基幹公園	運動公園	1箇所	2.9ha	1箇所	4.7ha
緩衝緑地等	都市緑地	－	－	3箇所	1.4ha
合計		138箇所	18.4ha	203箇所	35.9ha
一人当たり面積		1.8㎡/人		3.3㎡/人	

近隣自治体・東葛地域などの地域性や近年の人口動態を踏まえた比較対象都市12市で市民一人当たりの都市公園面積を比較すると本市は最も低く、その要因について分析すると、19ページのとおり、比較対象都市とは緩衝緑地等^{*}や国有地・県有地・県立公園の都市公園の面積で大きな差が生じています。

比較対象都市の緩衝緑地等の内訳では都市緑地がもっとも多く、本市を除いた比較対象都市の平均面積は46.8haですが、本市は0haであり、大きく乖離しています。

なお、都市緑地面積上位5市については、都市緑地だけで本市の都市公園面積（32.6ha）より多い面積を確保しています。

比較対象都市のそれぞれの都市緑地は、江戸川・利根川の河川敷、調節池、海岸の埋立地、沼など水辺が関連しているものに大規模なものが見受けられます。

また、所有者別の都市公園面積は、国有地・県有地・県立公園の本市を除いた比較対象都市の平均は36.8haとなっており、本市の0.1haとは大きく乖離しています。

一方、住区基幹公園^{*}について市民一人当たりの面積を比較すると、12市の中で6番目と、中位に位置しており、計画的に整備を行ってきたことが確認できます。

一人当たりの都市公園面積（平成29年度末時点）

市名	都市公園									
			うち住区基幹公園		うち都市基幹公園		うち大規模公園		うち緩衝緑地等	
	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)
印西市	1	16.82	1	7.69	1	6.3	3	0.0	4	2.8
野田市	2	12.72	9	1.96	5	1.2	3	0.0	1	9.6
我孫子市	3	11.48	3	3.43	11	0.0	3	0.0	2	8.1
白井市	4	9.50	2	4.55	2	3.1	3	0.0	6	1.8
習志野市	5	6.64	4	3.00	11	0.0	3	0.0	3	3.6
柏市	6	5.88	8	2.12	7	0.8	1	1.1	5	1.9
流山市	7	5.20	5	2.64	8	0.8	3	0.0	7	1.8
八千代市	8	4.92	7	2.40	6	1.2	2	0.3	9	1.0
市川市	9	3.55	12	1.30	9	0.6	3	0.0	8	1.7
松戸市	10	3.47	10	1.61	3	1.2	3	0.0	10	0.6
船橋市	11	3.30	11	1.45	3	1.2	3	0.0	10	0.6
鎌ヶ谷市	12	2.98	6	2.58	10	0.4	3	0.0	12	0.0

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書

緩衝緑地等の内訳と所有者別都市公園面積（平成29年度末時点）

市名	緩衝緑地等の内訳(ha)				所有者別都市公園面積(ha)		
	都市緑地	緑道	緩衝緑地	特殊公園	国有地 県有地 県立公園	市有地	民有地
印西市	27.4	0.0	0.0	0.0	41.4	126.4	0.4
野田市	141.8	3.9	0.0	0.0	62.1	70.9	61.1
我孫子市	94.1	5.5	0.0	5.9	93.2	52.7	4.3
白井市	11.2	0.2	0.0	0.0	1.8	56.5	0.8
習志野市	15.2	4.2	43.4	0.0	2.9	119.5	0.0
柏市	38.2	31.5	0.0	9.7	80.5	147.5	20.4
流山市	27.8	0.0	0.0	4.9	21.0	73.3	3.9
八千代市	19.7	0.2	0.0	0.0	7.4	86.1	2.8
市川市	76.1	0.0	0.0	6.2	55.4	114.1	4.8
松戸市	26.9	0.0	0.0	4.1	22.4	132.4	12.3
船橋市	36.6	0.0	0.0	3.0	17.1	177.7	14.4
鎌ヶ谷市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	31.3	1.2
鎌ヶ谷市を除いた平均	46.8	4.1	3.9	3.1	36.8	105.2	11.4

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

イ 都市公園以外の施設緑地の状況

都市公園以外の施設緑地は、公共施設緑地と民間施設緑地に区分されます。

公共施設緑地は、都市公園以外の公有地や、公的な管理のもとに緑地として利用されているものなど、都市公園法に基づく公園緑地と同様の機能を果たすものをいいます。市が設置している主な施設緑地としては、児童遊園16箇所、ふれあいの森9箇所、市民農園3箇所のほか野球場等があり、小学校の校庭も一般開放しています。

民間施設緑地は、民間が設置・管理を行っている施設で公園緑地に準じる機能を持つものをいいます。市内には、民間・地域管理の公園や広場、ゲートボール場や寺院神社などがあります。



栗野児童遊園



富岡二丁目ふれあいの森



東道野辺市民農園



八幡春日神社

ウ 地域制緑地の状況

地域制緑地は、法律などにより緑地としての土地利用が担保されているものをいいます。

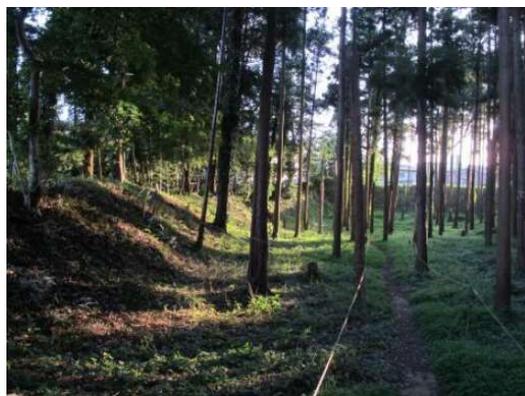
生産緑地法に基づく生産緑地地区は約64haを指定しています。森林法に基づく地域森林計画対象民有林は約75haが県により指定され、その全ては市街化調整区域にあります。

また、大津川や大柏川の一級河川および準用河川の区間は、河川法に基づく河川区域となっています。

このほか、緑地協定を締結している地区が2箇所、緑地として扱える文化財として、国史跡の下総小金中野牧跡（野馬土手）および下総小金中野牧跡（捕込）、市指定文化財の根頭神社の森および八幡春日神社の森があります。また、鎌ヶ谷市みどりの条例によって保存樹木10本、保全林10箇所（約2.9ha）を指定しています。

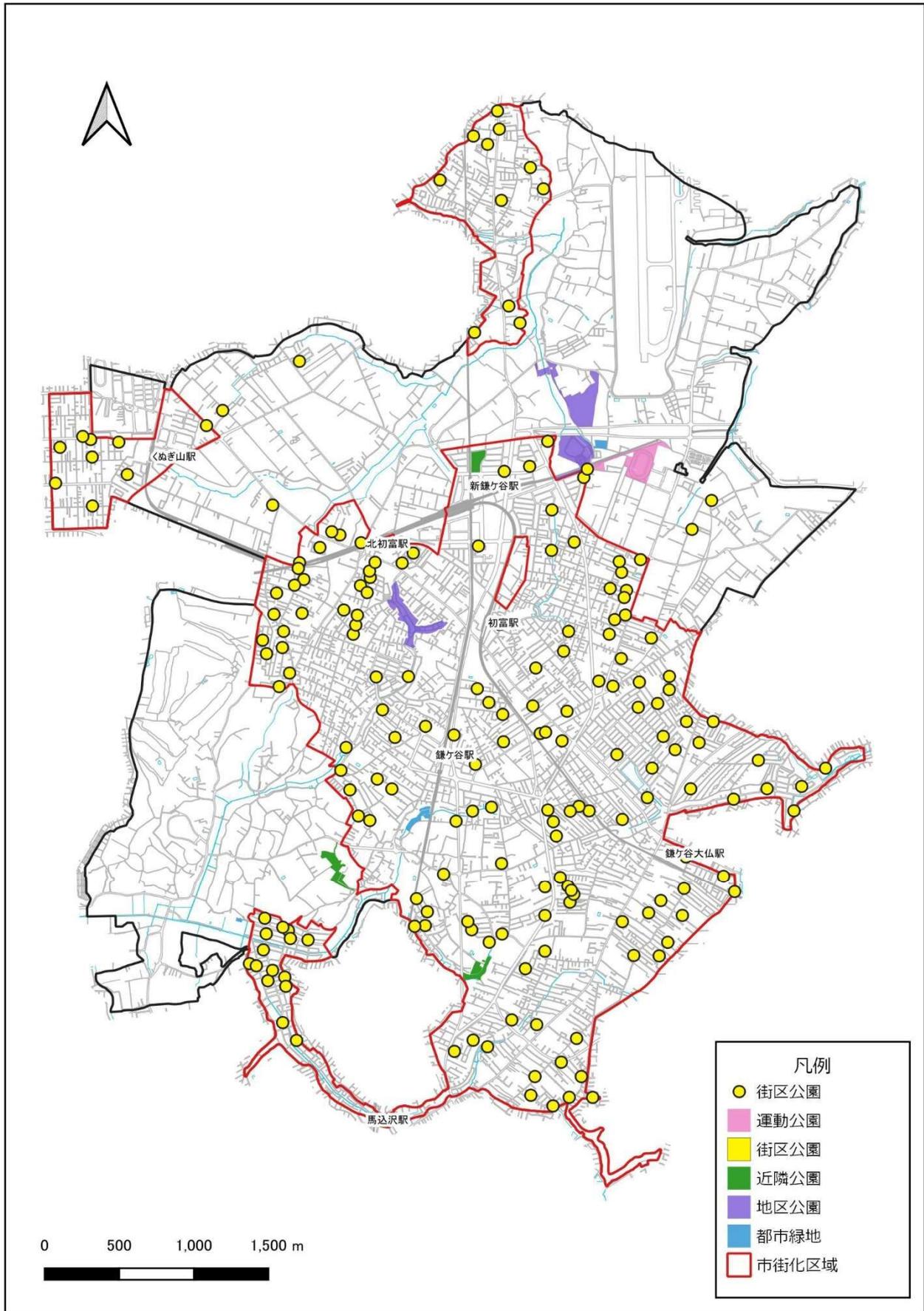


国史跡下総小金中野牧跡[野馬土手](東初富)

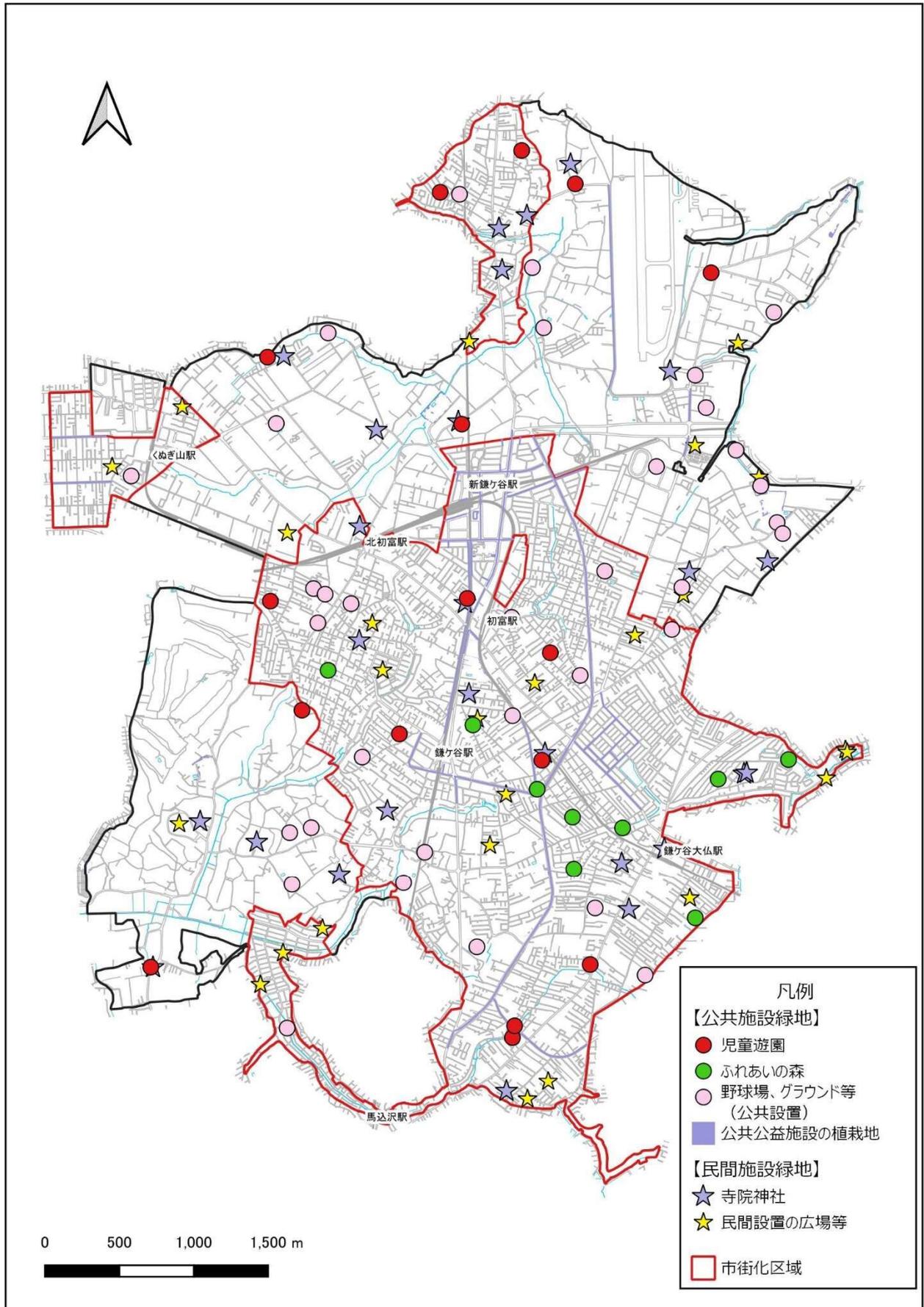


国史跡下総小金中野牧跡[捕込]（東中沢）

都市公園位置図(令和2年調査)



施設緑地現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

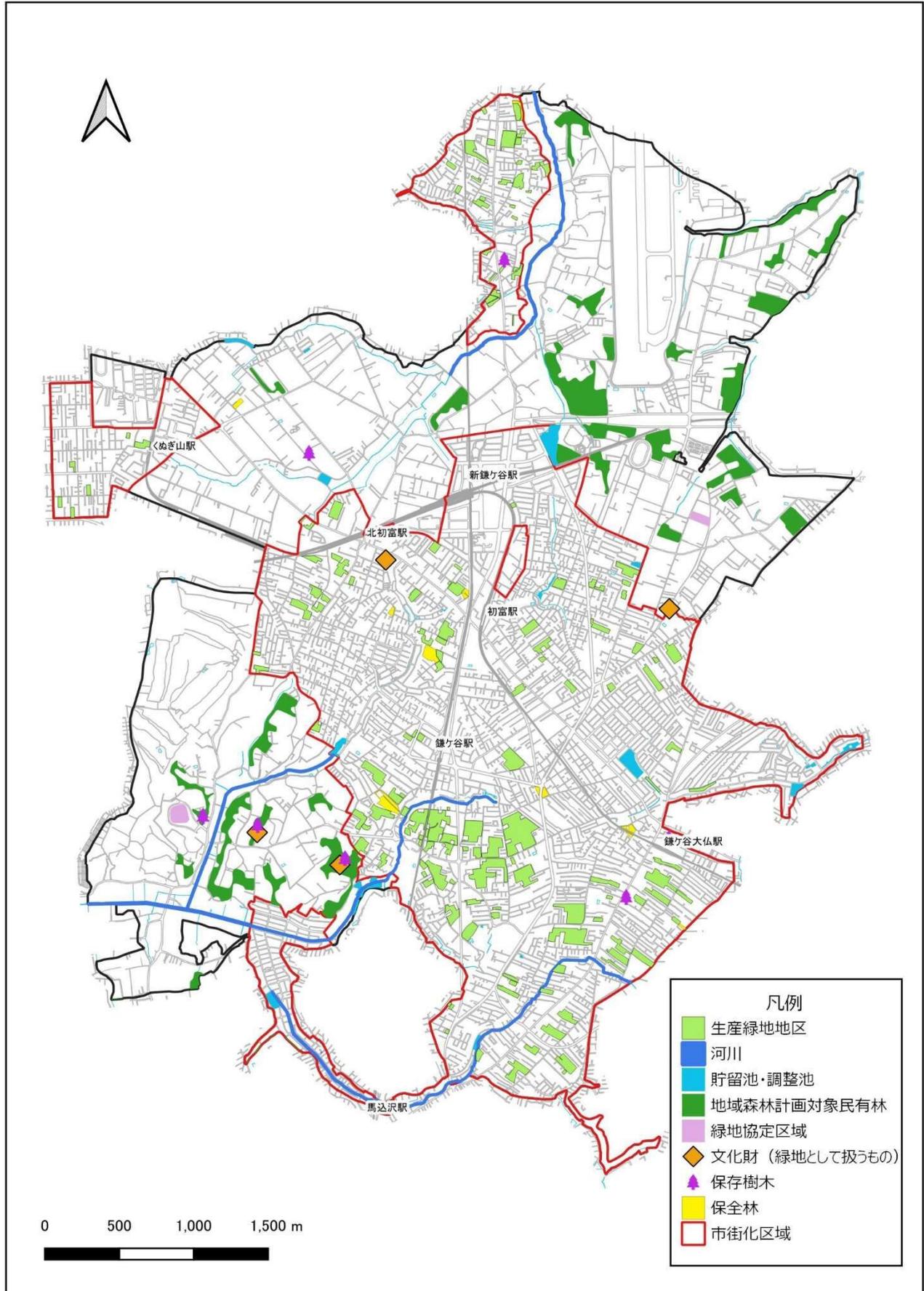
第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

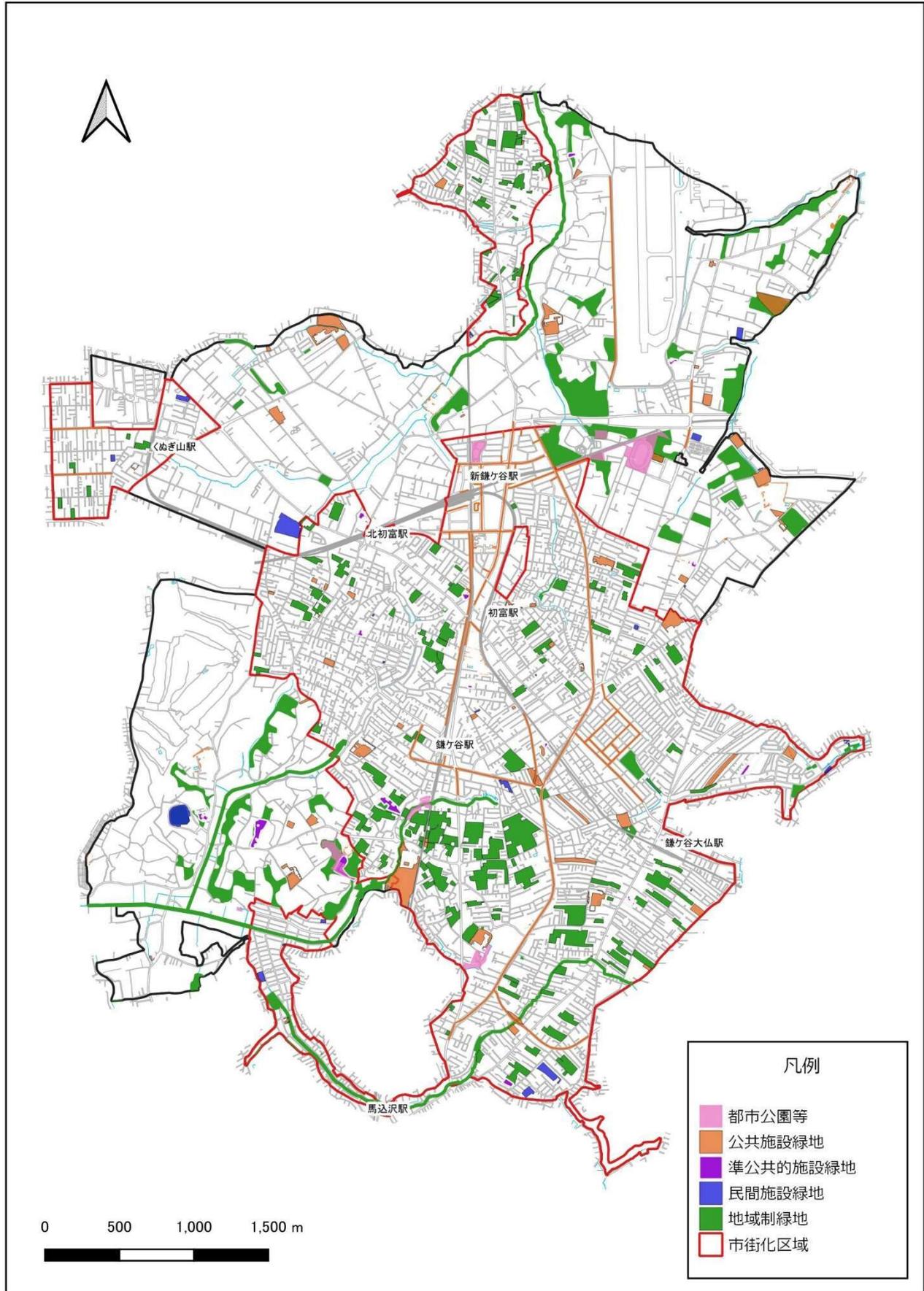
第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

地域制緑地現況図(令和2年調査)



緑地現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章 緑の将来像と目標

第4章 緑の配置方針

第5章 緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章 計画の推進に
向けた取り組み

4 緑被調査

(1) 緑被調査

緑被調査は、緑被地^{*}を抽出し把握する調査です。

緑被地とは、緑で覆われた土地のことで、「樹林地」・「草地」・「農地」・「水面」に区分して調査します。最小取得面積は100㎡を目安としています。

緑被地	
樹林地	樹木に覆われている土地
草地	芝生など草に覆われている土地
農地	農作物の生産に利用されている土地及び生産緑地地区
水面	河川や池などの水面に覆われている土地

調査方法は、最新のデジタル航空写真から判読して緑被地の区域を抽出し、判読した結果をとりまとめます。

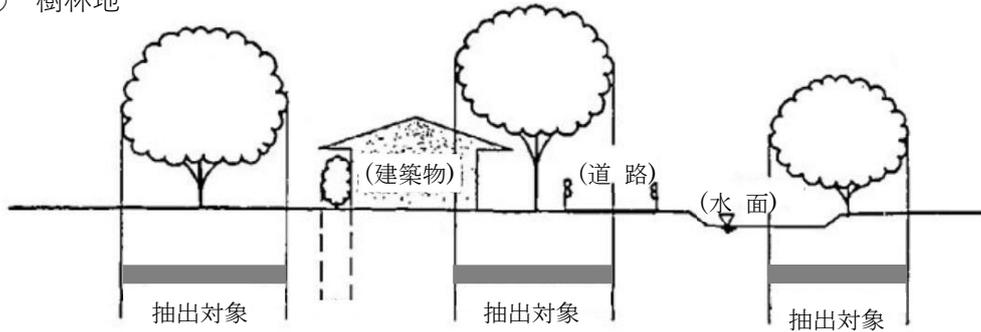
緑被地抽出の考え方は「東京都緑被率標準調査マニュアル」に準じて実施します。ただし、冬季の写真のため樹林地は枝張りを考慮して調査しています。

緑被調査を実施することで、市内の緑で覆われている土地の量や、地区面積に対する割合（緑被率）等を把握し、課題の抽出や施策の立案などに活用します。

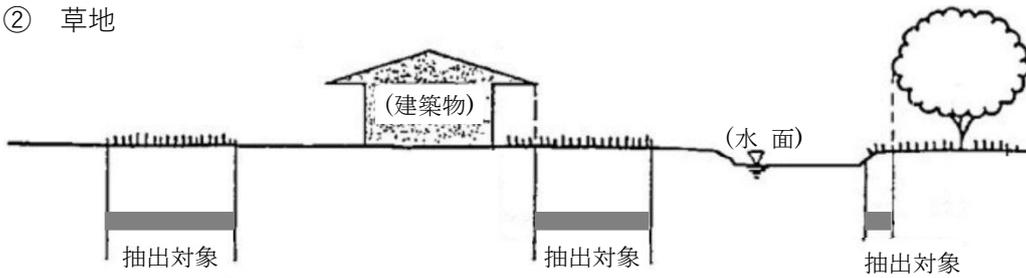
前回の基本計画では緑被調査を実施していませんが、今回の調査結果を地理情報システム（GIS）にとりまとめ、次回の計画策定時には時間経過で推移する緑の保全状況などの評価に活用していきます。

緑被地抽出の基本的な考え方

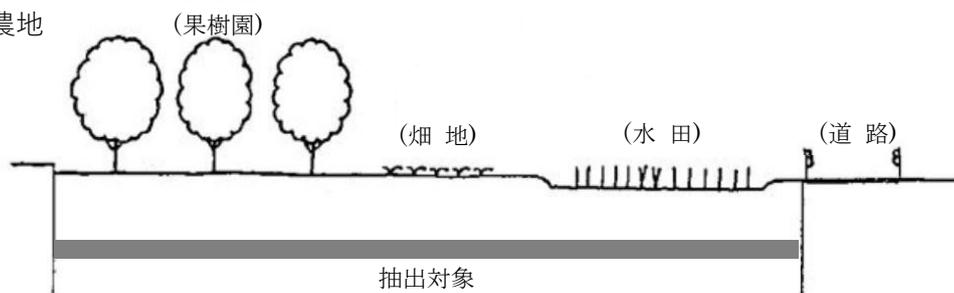
① 樹林地



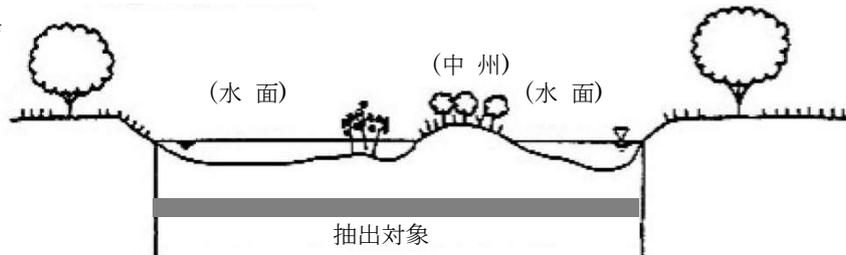
② 草地



③ 農地



④ 水面



出典：東京都緑被率標準調査マニュアル（昭和63年10月）をもとに修正

(2) 緑被の現況

調査した結果、樹林地や農地などの緑で覆われた面積割合は約43%です。

樹林地は、市北部及び南部に点在するかたちで残されており、市域面積の約12%を占めています。市内最大の自然林が残る栗野の樹林地は、栗野地区公園として一部を保全しています。また市街地内には規模の小さい樹林地がみられますが、主な樹林地は貝柄山公園の斜面林やふれあいの森として保全を図っています。

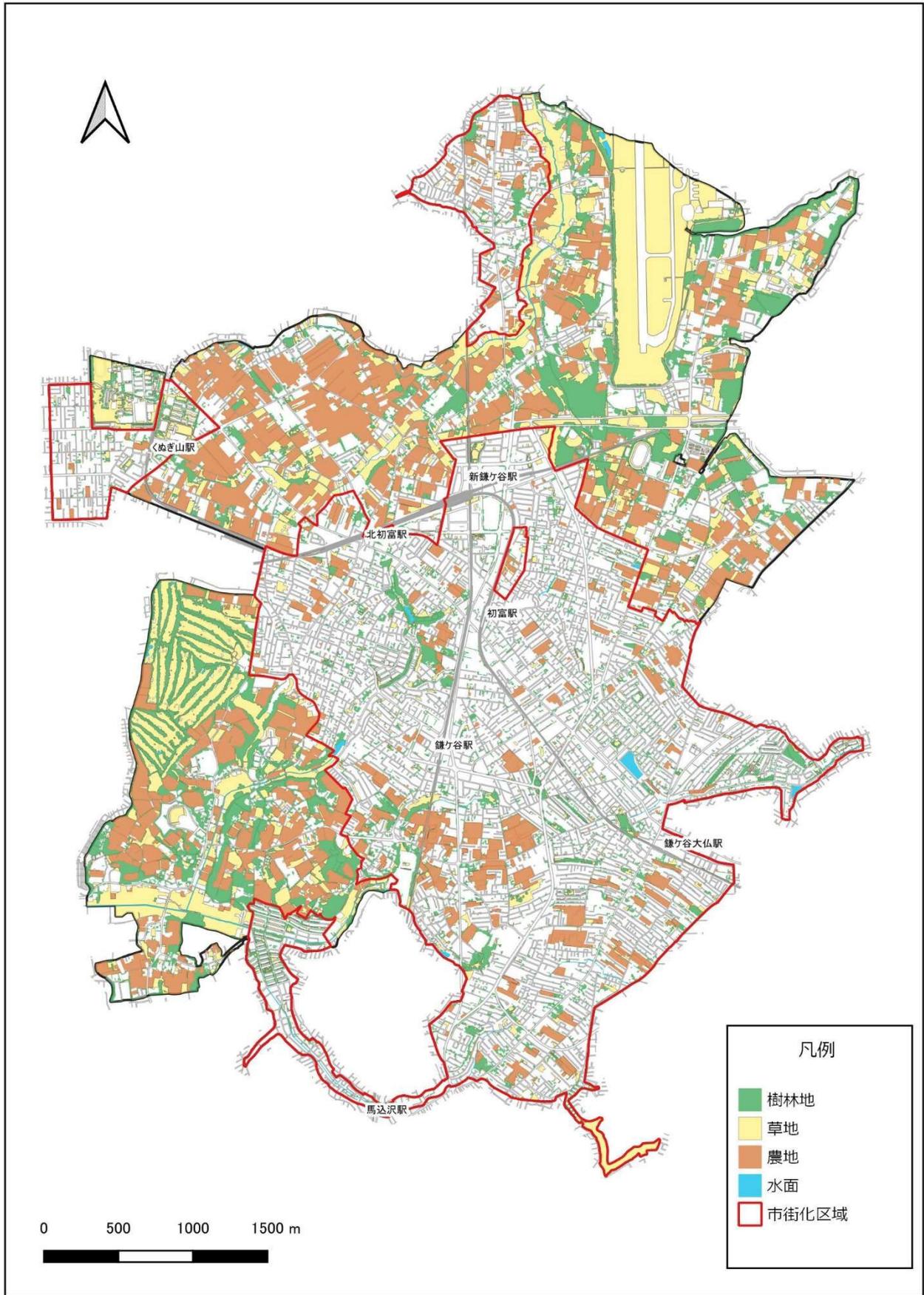
草地は、ゴルフ場や自衛隊用地でみられるほか、大津川沿いや大柏川沿いで分布がみられ、市域面積の約14%を占めています。大津川沿いや大柏川沿いの草地は、未耕作地が多く残されています。

農地は、市街化調整区域を主として市内各地に分布しており、市域面積の約17%と樹林地や草地よりも大きな面積を占めています。市街化区域内にも農地の分布がみられますが、その多くは生産緑地地区に指定されています。

緑被調査面積集計表(令和2年調査)

区分	判読区分	面積(ha)	構成比(%)	市域面積(21.08km ²) に対する割合(%)
1	樹林地	243.8	27.0%	11.6%
2	草地	301.7	33.5%	14.3%
3	農地	349.5	38.7%	16.6%
4	水面	6.9	0.8%	0.3%
総計		901.9	100.0%	42.8%

緑被現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

5 市民意識調査

緑に対する市民の皆さんの声を本計画の改定に反映させるため、平成30年度に実施した「鎌ヶ谷市市民意識調査」を活かすとともに、令和2年度には「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン・鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査」を、令和3年度には市民ホールでオープンハウスを実施しました。なお、詳細は参考編にとりまとめています。

(1) 平成30年度市民意識調査

ア 実施概要

- ・対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
- ・期間 平成30年8月10日～8月31日

イ 結果の概要

現在の緑の多さについては半数以上が満足、将来の緑の多さについては、約76%の方が重要と回答しており、多くの方々が緑の多さを重要と考えていることが伺えます。

また、公園や緑地、街路樹などの整備は、満足度が比較的低く、今後の整備は約7割の方が重要視していることから、市民ニーズを把握したうえでより一層整備に取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査

ア 実施概要

- ・対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
- ・期間 令和2年12月18日～令和3年1月15日

イ 結果の概要

将来の緑については4割～5割の方が現状維持を望んでいますが、緑で重視するものについては、公園、児童遊園などの植栽、街路樹など道路の植栽、公共施設の植栽などとなり、総じて公共施設に係る植栽の充実が求められています。

公園の機能については、市民の防災意識の高まりから、防災的な機能が特に重要とされています。

また、公園の利用頻度は月に数回利用する方が約4割で、利用目的は、高齢者は「散歩などの健康づくり」、子育て世代である30歳代は「子どもと一緒に遊ぶ」の割合が高くなっているため、世代ごとのニーズに沿った公園整備が求められています。

公園施設については、防災施設、トイレの充実が主に望まれています。

公園利用のルールとしては、ボール遊びや自転車の練習などの要望が多く、これらに対するルール化は継続的な検討課題と考えられます。

(3) 鎌ヶ谷市緑の基本計画 オープンハウス

ア 実施概要

- ・実施会場 市民ホールでのパネル展示
- ・期間 令和4年1月24日～令和4年1月26日
- ・来場者数 133人

イ 結果の概要

オープンハウスでは緑の基本計画に関する現況や計画骨子のパネル展示とともに、以下のとおりシールアンケートを実施しました。

「身近な場所で緑を感じるのとはどのようなものか」については、「緑が多い公園」との回答が最も多く、公園が緑に果たす役割の高さが伺えます。

「緑に関してやってみたい(いる)ことはありますか」については、「自宅で草木の手入れ」との回答が最も多く、次に「駅前、公園、道路の清掃や花植え活動」が多い回答となり、今後の活動の展開が期待できます。

「緑に関する情報発信の方法で目にするもの」については、「市の広報紙、市のホームページ」が最も多くなっており、その内容の充実が求められます。

「公園ごとのルール決め」については、「公園利用者と近所の住民」で決めるべきとの意見が多く、今後の公園のルール決めに考慮すべき回答が得られました。

「手入れ不足の林(個人所有)の管理」については、「土地所有者」が管理すべきとの意見が最も多いものの、「土地所有者と地域の人達」との意見も2割程度あるなど、今後考慮すべき回答が得られました。

好きな緑、守りたい緑についての地図投票については、貝柄山公園と市制記念公園が多くなっており、これらの公園への関心の高さが伺えます。

また、公園施設の設置費用に関するシールアンケートも行い、市民の方が思っている以上に費用がかかることが伝わる機会となりました。

Q 費用に関するクイズ(4問)

高さ10m、幹回りが1.5mの樹木を伐採し、処分する費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 10万円	27	26.0%
(2) 20万円	43	41.3%
(3) 40万円 ←正解	34	32.7%
	104	回答合計

ベンチの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 5万円	27	27.3%
(2) 10万円	53	53.5%
(3) 30万円 ←正解	19	19.2%
	99	回答合計

すべり台の設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 50万円	18	17.8%
(2) 100万円	50	49.5%
(3) 150万円 ←正解	33	32.7%
	101	回答合計

トイレの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 500万円	55	53.9%
(2) 1000万円	35	34.3%
(3) 3000万円 ←正解	12	11.8%
	102	回答合計

6 前計画の評価

(1) 前計画の目標水準と達成状況

ア 都市公園の整備目標水準と達成状況（面積）

都市公園については、前計画以降17ha整備されましたが、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		達成状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
18.4ha	129.8ha	35.9ha

イ 都市公園の整備目標水準と達成状況（市民一人当たり面積）

本市の市民一人当たり都市公園面積は、1.8㎡/人から3.3㎡/人に向上していますが、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		達成状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
1.8㎡/人	11.2㎡/人	3.3㎡/人

ウ 緑地の都市計画区域面積に対する確保目標水準

本市の都市計画区域面積に対する確保目標水準は、農地や樹林地等の減少から、44ha減少しており、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		確保状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
268.2ha	352.8ha	223.9ha

(2) 前計画の施策評価

前計画の施策の取組み状況について、関係各課に調査し、実態を把握しました。施策は4つの基本方針、19の基本施策、113の個別施策で構成しておりますが、前計画の4つの基本方針ごとに、以下のとおり主なものを整理します。

ア 身近な自然を守り親しむ（基本方針1）

(ア) 取り組んだ内容

- ・栗野地区公園における第一期整備区域の整備及び第二期整備区域の計画策定
- ・樹林地を活用したふれあいの森公園の整備及び保全
- ・保全林及び保存樹木の指定及び助成による保全
- ・市街地にある農地を生産緑地地区制度により保全
- ・びゃくしん類植栽禁止の周知及び指導
- ・根頭神社の森及び八幡春日神社の森を市の指定文化財として保全
- ・中沢のワクワクピオトープの整備
- ・白旗緑地、蛍の里の保全
- ・学校内の農園で野菜作り等の体験学習
- ・開発行為等における雨水の流出抑制を事業者に依頼

(イ) 取り組めなかった内容

- ・谷津、屋敷林等の民有地の保全
- ・未耕作地や低利用農地を公園や花畑として活用
- ・谷津、屋敷林、社寺林等の市民参加による維持管理
- ・屋敷林等の樹木医による定期診断などの支援を検討
- ・生態系の保全として、郷土の植物種の使用を推進

イ まちをみどりの快適空間にする（基本方針2）

(ア) 取り組んだ内容

- ・総合運動公園内の緑道及び広場、栗野地区公園、くぬぎ山公園及びふれあいの森公園の整備
- ・既存公園の一部をバリアフリー化
- ・軽井沢多目的グラウンド、四本們多目的グラウンド、中沢多目的グラウンドを整備
- ・公共施設に緑のカーテン、屋上庭園、観葉植物等の設置
- ・新規に建設される住宅及び商業施設等に緑化の指導

(イ) 取り組めなかった内容

- ・民有地の小さな空地などを市民の憩いと交流の場として活用
- ・駅前にもくせい、ききょうなどを植栽
- ・避難場所となる公共公益施設の敷地境界部分に耐火性のある樹種の植栽
- ・秋から冬の季節風をさえぎるよう公共公益施設の敷地北側に樹木の植栽
- ・駐輪場や駐車場のデッドスペースなどを利用した緑化
- ・鉄道敷地の土手など、列車の運行等に支障のない範囲について緑化を要望
- ・壁面緑化、ベランダ緑化、生垣づくり等住宅地の緑化推進
- ・生き物に配慮した農薬の使用などについて、鎌ヶ谷カントリー倶楽部等のゴルフ場へ要望

ウ 自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる（基本方針3）

（ア） 取り組んだ内容

- ・ 新規の道路整備による植樹帯の整備
- ・ ヤマモモ等の鳥の餌になる街路樹を植樹
- ・ 電線の地中化による街路樹の成長に支障のない空間の確保
- ・ 道路愛護活動による、市民参加の道路植栽の花植え

（イ） 取り組めなかった内容

- ・ 幹線道路沿道の民有地の協力による歩道整備の検討
- ・ 国道や県道などの避難路・輸送路となる道路に、耐火性のある樹種の使用を検討
- ・ 十分な広さがない幹線道路に、場所を取らない植栽の検討、緑豊かな道路景観を演出
- ・ 生活道路等の沿道緑化によるネットワークづくり
- ・ 治水機能に配慮した生き物が棲める河川及び水路の整備
- ・ 水生植物などを利用した河川及び水路の水質浄化の検討
- ・ 斜面林、河川及び水路に沿った緑道の整備によるネットワークづくり

エ 協働でみどりを創り守る（基本方針4）

（ア） 取り組んだ内容

- ・ 公園等サポーター制度による市民参加の公園管理
- ・ ふるさとづくり連絡会による駅前広場等の花植活動
- ・ 梨の剪定枝のチップ化、堆肥化によるリサイクルの推進
- ・ 緑化事業や緑地の取得を進めるための資金として『みどりの基金』を充実
- ・ 不要となった樹木や草花などを希望する人に無償提供できるグリーンリサイクルバンク制度の創設
- ・ 真間川流域で既に行われている親水イベントの充実として、新鎌ヶ谷駅前広場にて啓発活動を実施
- ・ 環境団体との協働による環境講座の実施
- ・ 環境団体の活動を紹介するパネル展及び環境フェアを実施
- ・ 自然のゆたかさや仕組みを理解するために小学生を対象とした、自然観察会等を実施

（イ） 取り組めなかった内容

- ・ 緑化事業に関する庁内の横断的な連絡調整
- ・ 個人管理の樹林地、草地、農地等の市民参加による保全活動等の推進
- ・ 樹木医などの専門知識を有する人の人材登録制度の検討
- ・ 緑化活動の支援を行う団体設立の支援
- ・ 市民と企業と行政との協働による公園等の維持管理運営システムの検討
- ・ 公園から発生する剪定枝や落ち葉等の再利用の検討
- ・ 市民が使える苗圃等の整備

7 課題の整理

緑を取り巻く社会情勢の変化、緑の現状、市民意向及び前計画の評価等、現況調査の結果に基づき、問題点や課題を整理しました。緑地の保全及び緑化の目標の設定においては、これらの課題等を踏まえ、基本理念、緑の将来像及び基本方針などを定めていきます。

(1) 緑の面積、配置に関する課題

- ア 都市公園は17ヘクタール増加したものの、樹林地は38ヘクタール、生産緑地地区は18ヘクタール減少しており、樹林地及び生産緑地地区などの都市農地は宅地化の影響により確実に減少しているため、保全していく必要があります。
- イ 前計画の目標水準は、施設として整備すべき緑地を目標水準にするなど、新たに緑を増やすことが計画の方向性と考えられていましたが、32ページに記載のとおり目標水準と現状値には大きな乖離が生じており、今後の方向性について検討する必要があります。
- ウ 緑とオープンスペースは、社会資本の整備等により、全国的には都市公園法の標準面積である一人当たり都市公園面積10㎡/人を超える水準となったことから、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」など、緑の持つ多様な機能を高め活かしていく新たなステージへの移行が求められていますが、本市の市民一人当たり都市公園面積は3.3㎡/人となっていることから、引き続き都市公園面積の確保を進めるとともに、緑の持つ機能の活用について検討する必要があります。
- エ 市内の南北それぞれに、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備するなど、緑とふれあいのある空間を形成していく必要があります。
- オ 東京10号線延伸新線跡地について、緑のネットワークの形成を図る必要があります。

(2) 緑の主要系統別の課題（緑の主要系統の詳細は第4章をご参照下さい。）

ア 環境保全系統

- (ア) 自然環境の形成、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和など、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進が求められています。
- (イ) 宅地化が進み、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなっており、緑地の保全と創出により、生物の生息環境のネットワークを形成していく必要があります。

イ レクリエーション系統

- (ア) 感染症に対応する「新たな生活様式」の中で、健康的なライフスタイルを支える緑地の力が求められています。
- (イ) ボール遊びなど、子どもたちが安心して自由に遊べる公共的なオープンスペースとしての緑地が求められます。
- (ウ) 高齢化に伴い、高齢者も利用しやすい、地域に密着した公園づくりが求められています。

ウ 防災系統

- (ア) 市民意識調査の結果からも、延焼の防止、避難地、災害活動の拠点、自然災害の緩和及び防止などの防災機能が求められています。また、災害時に役立つかまどベンチ[※]や防災トイレの設置も求められています。

エ 景観形成系統

- (ア) 鎌ヶ谷市総合基本計画における土地利用の方向性のゾーン区分に基づく緑地の配置方針等の検討が必要となります。
- (イ) 市街地における自然景観の形成には、開発行為等における公園、緑地の設置に限らず、各家庭、事業者による敷地内の緑化への取り組みも重要と考えられます。
- (ウ) 保全林、屋敷林など個人が管理する林は、適正な管理が望まれています。

(3) 公園等の管理に関する課題

- ア 約7割の都市公園は、供用開始から20年以上が経過しています。多くの遊具やフェンスなど、施設の老朽化が目立つようになってきており、利用者が安全に安心して利用できるよう日常の点検と早期の改善が求められています。
- イ 開設時、苗木だった樹木は大きく成長し、適正な管理が追いつかないのが現状となっています。樹木の剪定、伐採には膨大な費用がかかるため、その経費面の確保と計画的な対応が課題となっています。これと同様に、個人が管理する樹林地や庭の樹木などについても、費用負担の問題は大きいと考えられます。
- ウ 公園等の管理では、日々様々な要望が寄せられますが、令和2年度の実績では、草木に関する要望が約3割、公園利用のマナーに関する要望が約1割となっており、改善が求められています。
- エ バリアフリー法などが制定される以前に開設した都市公園においても、高齢者や障がいのある人が安全に安心して利用できるユニバーサルデザイン^{*}による都市公園への転換が求められています。
- オ 公園等サポーター制度により、市民の方々と協働で、公園の清掃、利用マナーの指導などを行っていますが、サポーターの高齢化による担い手不足が課題となっています。

(4) その他の課題

- ア 少子高齢化に伴う負担の増加により、公園等を含む公共施設の維持管理等が課題となっています。
- イ 緑は適正に管理されていなければ、機能は十分に発揮されず、市民は緑とのふれあいを通して緑の魅力を感じることができず、緑の大切さについての意識も醸成されないものと考えられます。
- ウ 市民、企業等の参画・協働により、一人ひとりが緑の保全と創出に取り組んでいく仕組みづくりが必要となります。
- エ 庁内の様々な部署が関係する施策について、担当部署と実施状況を確認していく必要があります。
- オ 前計画策定直後は広報に掲載するなど計画策定について広く周知したのと考えられますが、時間の経過とともにホームページに掲載するのみとなり、市民や事業者への周知も不足していました。新たな計画策定後は、継続的に広く周知していく必要があります。
- カ 都市公園の維持管理費については、年間で1㎡あたり500円以上必要となる（平成28年度から令和2年度までの決算額から算出）ことから、都市公園を新たに整備する際には、この整備に伴う維持管理費の確保についても考慮する必要があります。